［(4)・(5)　略］	［(4)・(5)　同上］
(6)‖(6)　関東管区警察局のサイバー特別捜査隊に勤務する警察官	［号を加える。］
［略］	(6)‖［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（銃器弾丸類取扱規則の一部改正）

第二条　銃器弾丸類取扱規則（昭和三十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（試射弾丸類の送付）	（試射弾丸類の送付）
第二条　警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、押収、没収、没取等の事由により入手し、又は次項の規定による送付を受けた拳銃又は短銃（以下「銃器」という。）については、これを試射し、よつて得た弾丸、薬きよう類（以下「弾丸類」という。）を銃器弾丸類送付書（別記様式）と共に、速やかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。	**第二条**　警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、押収、没収、没取等の事由により入手したけん銃又は短銃（以下「銃器」という。）については、これを試射し、よつて得た弾丸、薬きよう類（以下「弾丸類」という。）を銃器弾丸類送付書（別記様式）とともに、すみやかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。
2‖　関東管区警察局長は、押収、没収、没取等の事由により入手した銃器については、速やかに関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。	［項を加える。］
（銃器の送付）	（銃器の送付）
第三条　警察本部長は、前条第一項の銃器が故障その他の事由により試射することができないときは、銃器弾丸類送付書と共に、速やかにこれを研究所長に送付しなければならない。	**第三条**　警察本部長は、前条の銃器が故障その他の事由により試射することができないときは、銃器弾丸類送付書とともに、すみやかにこれを研究所長に送付しなければならない。
（弾丸類の送付）	（弾丸類の送付）
第四条　警察本部長は、押収、没収等の事由により入手し、又は次項の規定による送付を受けた弾丸類については、銃器弾丸類送付書と共に、速やかにこれを研究所長に送付しなければならない。	**第四条**　警察本部長は、押収、没収等の事由により入手した弾丸類については、銃器弾丸類送付書とともに、すみやかにこれを研究所長に送付しなければならない。
2‖　関東管区警察局長は、押収、没収等の事由により入手した弾丸類については、速やかに関係都道府県警察の警察本部長に送付しなければならない。	［項を加える。］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（偽造通貨取扱規則の一部改正）

第三条　偽造通貨取扱規則（昭和三十年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
（偽造通貨の送付）	（偽造通貨の送付）
第三条　警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、偽造通貨を発見したとき又は次項の規定による送付を受けたときは、これを偽造通貨送付書（別記様式第一号）と共に、速やかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。	**第三条**　警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、偽造通貨を発見したときは、これを偽造通貨送付書（別記様式第一号）とともに、すみやかに科学警察研究所長（以下「研究所長」という。）に送付しなければならない。